

平和主義と第9条

一、憲法第9条の生まれた背景

（1）国の主権発動としての戦争を法的に規制しようとするもとめる国際的な動向

国際連盟規約（1919年） フランス第4共和制憲法（1946年）

不戦条約（1928年） イタリア共和国憲法（1948年）

国際連合規約（1945年） ドイツ連邦共和国基本法（1949年）

日本国憲法もまたこの大きな動向の一環。それに、くわえて、日本国憲法は「戦力の放棄」までも定めた（世界では他にコスタリカ憲法の例しかない）

（2）日本国憲法の平和主義の内容

「戦争の放棄」「戦力の不保持」「交戦権の否認」 憲法9条

国際協調主義 憲法前文

戦争に関する規定をいっさいもたない。

（3）憲法第9条の「戦争放棄」はどうしてつくられたか。

直接的には1946年2月の「マッカーサー三原則」に登場

それをささえた国民意識（厭戦）と国際世論（日本に軍隊をもたすな）

二、憲法第9条の解釈の争点

（1）第1項で放棄されているのは「いっさいの戦争」か「侵略戦争」か

甲説 国際法上の用法を尊重し、自衛戦争は放棄されていないとみる

乙説 およそ戦争はすべて「自衛」目的でなされるのだから自衛戦争もふくめて、いっさいの戦争が放棄されている、とみる。

（2）第2項の「戦力の不保持」はどういう戦力をもつことを禁じているか

A説 1項の目的を達成するために、その手段として一切の「戦力をもつことを禁じた」とみる。

B説 甲説をとるものの一部は、保持を禁じられるのは「侵略戦争をするための戦力」とであると読み、その反対解釈で「自衛戦争のための戦力は禁じられていない」とする。

C説 戦争のための戦力はいっさいもてないが、保持できないのは「侵略のための武力行使」のための戦力であって、「自衛のための武力行使」のための戦力は保持できる、とする。(佐藤幸治説)

(3) 整理すると、

乙説 + A説、甲説の大部分 + A説 いっさいの戦力はもてない。その結果として、戦争はいっさい禁止されている

甲説の一部 + B説 自衛戦争は憲法上可能とする

甲説の一部 + C説 自衛のための武力行使は可能

(4) 「交戦権の否認」

交戦国に国際法上認められる権利、と解する説

戦いをする権利、と解する説

三、政府の憲法解釈はいかなるものか - その変化 -

(1) 憲法制定当時

いっさいの戦力はもてない。その結果として、戦争はいっさい禁止されている。

(2) 占領政策の転換から再軍備がはじまると

警察予備隊の設立当時 (1950年)

「警察予備隊は、警察力を補完するものだから、戦力にあたらず」

保安隊・警備隊の設立当時 (1952年)

「近代戦争遂行能力がないから、戦力にあたらず」

自衛隊の創設当時 (1954年)

「自衛のための必要最小限度の実力は、憲法で保持されている戦力にあたらぬ」

(1) を枠組みは変えずに、「実力」あるいは「自衛力」といった概念をもちだして、自衛隊を合憲である、と説明

そのキーワードとしての「自衛権」概念

(3) ますます「拡大解釈」をすすめる政府の解釈

核兵器も自衛のためなら保持しうる、とした

わが国に不正の侵害が行われた場合は、相手国を攻撃することも自衛の範囲内とした。

武力行使でないかぎり、海外派遣も許される。